

令和4年度 川崎市木材利用促進業務委託

プロポーザル募集について

1 背景・目的

本市では、平成26年から「川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針」を策定し、民間建築物に対しては、有識者、公共・公益団体、民間事業者等にて構成する「川崎市木材利用促進フォーラム（以下、「フォーラム」という）」^{※1}を平成27年10月に設立し、公共及び民間建築物に対し脱炭素社会の実現に寄与する木材利用を積極的に促進しています。

また、SDGs未来都市として、地方創生に向けた取組を本事業についても実施しており、持続可能な国土の保全や林産地の経済活性化を見据えて、本市の公共空間等を活用した木育イベントの実施など、普及啓発の取組を実施しています。

さらに、近年の脱炭素化に向けた取組の加速等から、**持続可能な木材利用促進に寄与する組織、そして市制100周年の令和6年度に開催する全国都市緑化かわさきフェア**（以下、「緑化フェア」という）に向けた具体的な取組が求められています。

このような背景から、これまでのフォーラムの運営及び今後のあり方の検討を踏まえた取組の構築を行うとともに、林産地の活性化につながるより具体的な取組を実施し、一層の木材利用の促進・普及につなげていく必要があります。

こうしたことから、本業務においては、これらの取組を総合的に推進するため、**技術・ノウハウを有する事業者を公募型プロポーザル方式にて募集**します。

なお、本事業は内閣府に申請している地方創生推進交付金^{※2}を活用した3か年の事業の1年目として募集を行うものです。

※1 （別添）「川崎市木材利用促進フォーラム」について 参照

※2 令和4年1月時点 交付金事業名称：（仮称）都市部での木材利用促進に向けた林産地等との都市間連携事業

2 委託業務概要

- (1) 件名 令和4年度川崎市木材利用促進業務委託
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和5年3月31日まで
- (3) 予定経費 7,000,000円（消費税及び地方消費税含む）
 - ※上記金額は、契約時の予定金額を示すものではなく、提案対象の規模の上限を示すものである。
 - ※当該落札結果の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に関わる予算の議決を要するものである。
- (4) 契約方法 本プロポーザルにおいて選定された事業者と随意契約を締結することを予定している。
- (5) 業務内容 本事業の背景・目的を踏まえ、次の業務を行うこと。

ア 民間ノウハウを活かしたフォーラム運営の検討

- 令和6年度までの3か年でフォーラムを持続可能な組織とするため、フォーラム会員の取組を効果的に支援し、事業化する仕組みを提案する。
 - ・フォーラムを活性化させるため、会員発意のプロジェクトや情報共有の場などのニーズが活かされる取組とする。
 - ・会員発意のプロジェクトにおいては、円滑に取組が進むよう効果的に運営や広報などの支援を行い、バックアップできる体制とする。
- 令和6年度までの3か年でフォーラム組織の見直しを行う提案するとともに、令和4年度中に組織体制を構築する。
 - ・活性化に向けた仕組みの構築に伴い、現状の部会の体制見直しを行うこととする。
 - ・フォーラムの体制の中に、これまでの制度（木材利用相談窓口、木製品等流通プラットフォーム）や会員の取組との関係性を整理する。
 - ・会員にとって、事業の目的や、情報の流れがわかりやすい組織となるような提案を行う。

イ 脱炭素に寄与する取組の実施

- フォーラム会員発意で発足したプロジェクトの事業化に向けた支援を行う。
- 令和6年度までの3か年で、実施可能な脱炭素社会の実現に向けた木材利用の取組について、提案する。
 - ・各年に実施する取組について、ステップ感を意識して記載するとともに、3年後に実現可能なイメージを記載して提案すること。
 - ・本提案は、脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」及び「川崎市地球温暖化対策推進基本計画（案）」※に記載の木材利用の方向性と内容と齟齬が無いようにすること。 ※令和3年12月に案を公開、策定は令和4年3月末日を予定
- 木材利用相談窓口について、フォーラムの組織見直しと併せて運営を行う。
 - ・相談対応者リストの整理・集約（フォーラム会員各々の対応可能な相談内容等の情報を整理し、相談者に提示できるようにする）
 - ・相談記録表の作成（相談者・相談概要等を記載）

- ・相談窓口のホームページの運営
- ・市内事業者等に対して積極的にPR活動を行い、窓口の認知度向上を図る。
- 令和2年度から試行的に実施している木製品等流通プラットフォームについて、市内の木質化事例も併せて効果的に見える化を行うため、より対象を拡大して実施する。
 - ・フォーラム会員と連携して、都市部で展開を希望している木製品の情報収集を行う。
 - ・本市の木材利用を行った施設などについて、事例を収集する。
 - ・木材利用の状況や製品の情報をホームページ上で誰でも閲覧することができるようシステムの構築を行う。

ウ 緑化フェアを見据えた市民向けの木材の良さに触れる普及啓発

- 緑化フェアまでの3か年での木材を活用した取組について提案する。
 - ・各年に実施する取組について、ステップ感を意識して記載するとともに、3年後に実現可能なイメージを記載して提案すること。
 - ・緑化フェアの考え方については、「全国都市緑化かわさきフェア基本構想」及び「全国都市緑化かわさきフェア基本計画骨子」に記載の内容と齟齬が無いようにすること。
- 木育イベントを提案する。
 - ・民間企業や自治体と連携し、「(仮称) 第3回 川崎駅前 優しい木のひろば」の企画を提案し、運営を行う。
 - ・物販やワークショップ等について、可能な限り出展者のニーズに対応すること。
 - ・新型コロナウイルス感染拡大防止策を十分に踏まえた企画とし、実行委員会を設置して運営を行うこととする。
 - ・かわさきカーボンゼロチャレンジ2050及び令和6年度の緑化フェアの開催を見据えた企画提案とすること。
 - ・イベントに係る必要物品、会場設営、チラシ作成、運営補助(警備、交通整理、運搬、資料等の配布等)は原則委託費に見込むものとする。
 - ・本取組に対する、HPやSNSなどを活用した情報発信を行う。
 - ・森林体験ツアーの開催を希望する林産自治体の情報の周知・発信を行う。
- 企業向け普及啓発活動を実施する。
 - ・フォーラム会員のニーズを踏まえ企業に対して効果的な啓発活動を提案・実施する。

エ 報告書作成

- 本事業の実施内容を報告書としてとりまとめる。
 - ・とりまとめにあたっては、対外的な発信を視野に入れ、HPやSNSなどを活用した情報発信についても検討するものとする。
 - ・報告書の内容に疑義や不足等があり、川崎市が修正等適切な対応を求めた場合には応じるものとする。
- (6) 業務内容に関する注意事項
 - ア 会議や講演会、イベント等の開催にあたっては、本市の所有する会議室等は原則無償で利用することができる。民間のホール、会議室等を利用する場合の使用料については、予定経費に含まれるものとする。
 - イ 会議、講演会等において、講演者等を招へいする場合の交通費や謝金については、

予定経費に含まれるものとする。

ウ イベント等における警備や保険等の費用は、予定経費に含まれるものとする。

エ 森林教育ツアー等の実施にあたっては、参加者の交通費や食費、保険等の実費に限り、参加費として徴収することを可能とする。

3 参加資格

受託を希望する事業者は、本事業の目的に沿った事業提案及び業務を適切、公平、中立かつ効率的に実施できるものであって、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 申請時点において、川崎市の競争入札参加資格を有する登録事業者（委託業務）であること。
- (2) 本委託業務に関するノウハウを有し、かつ、業務の達成及び事業計画の遂行に必要な人員及び組織を有していること。
- (3) 本委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当するもの
 - イ 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中であるもの
 - ウ 直近2か年分の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税・地方法人特別税、法人住民税、固定資産税を滞納しているもの
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがあるものまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがあるもの
 - オ 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの
 - カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に規定する処分を受けている団体またはその構成員の統制化にある団体
 - キ 代表者が成年被後見人もしくは被保佐人または破産者で復権を得ないもの
 - ク 代表者が禁固以上の刑に処せられ、執行終了日または執行を受けることがなくなった日から2年未満の者
 - ケ その他資格審査において不適當であると市長が認めるもの
- (5) 本市と円滑に連絡調整できる地域に本社または事務所等があること。

4 応募方法・提出書類

申請書等を漏れなく記入し、必要書類を添えて、御提出ください（FAX、電子メール等不可）。申請書等の様式は、川崎市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000137258.html>

(1) 提案の募集期間

令和4年2月8日（火）から、令和4年3月9日（水）まで

(2) 提出書類

No.	名 称	様 式
1	応募申請書	様式1
2	誓約書	様式2
3	会社等の概要	様式3
4	配置予定人員	様式4
5	実施方針	様式5
6	業務提案書	様式6
7	見積書（明細書を含む）	—
8	定款 ※最新のもの	—
9	法人概要・業務実績等がわかるもの（パンフレットなど）	—
10	その他市長が必要と認める書類	—

(3) 提出部数 正本1部、電子データ（CD-R若しくはDVD-R）

(4) 提出場所 川崎市まちづくり局総務部企画課



川崎市まちづくり局
総務部企画課
【住所】
川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル8階

(5) 留意事項

- ア 提出書類(正本1部、電子データ)は、A4判縦型フラットファイルに綴じて(折込可)提出してください。
- イ ファイルの表紙及び背表紙には、提案事業名及び団体名を記載してください。
- ウ 提出書類には「4(2)提出書類」のNo.をインデックスとして付けてください。
- エ 電子データは以下の点に留意して、提出してください。
- ・CD-R若しくはDVD-Rに格納してください。
 - ・ディスクの表面若しくはケースに提案事業名及び団体名を記載してください。
 - ・ファイルは「4(2)提出書類」毎にPDFにしてください。
 - ・ファイル名称は以下の通りとしてください。
 <提案者名>_<No.>_<名称>.pdf
 例 川崎市役所_1_応募申請書.pdf
- オ 応募に要した経費等については、本市は一切負担いたしません。また、提出書類は返却いたしません。
- カ 提出書類の差し替え及び再提出は、提出期間終了後は一切受け付けません。
- キ 提出書類は、川崎市情報公開条例の規定に基づき開示することがあります。
- ク 応募申請書の提出後に辞退する場合は、応募辞退届(様式7)を「4(4)提出場所」に持参してください。
- ケ 以下の事項に該当する場合は、無効または失格となることがあります。
- (ア) 提出書類の提出場所、提出期間、提出方法等が守られなかったとき。
 - (イ) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの。

5 応募に関する質問・回答

- (1) この募集に関する質問がある場合は、質問書(様式8)に記入の上、まちづくり局総務部企画課まで提出してください。
(メール可、送付先は「8 募集に関する問い合わせ先」まで)
- (2) 質問受付期間
令和4年2月8日(火)～令和4年2月22日(火)
8時30分～12時及び13時～17時15分
- (3) 質問に対する回答
質問書に対する回答については、後日、質問者に回答します。

6 受託候補者の選定方法

募集終了後、提出された書類に基づき、次の評価項目について、妥当性、実現性、事業効果などを総合的に審査するため、審査会を開催（3月上旬～3月下旬頃を予定）し、受託候補者を選定します。審査会においては、提案者によるプレゼンテーション及び質疑応答（1件あたり15分程度）を実施する予定です。なお、審査の結果、選定された事業者については、選定結果通知書（様式9）にて通知し、あわせて今後のスケジュールをお知らせいたします。

【評価項目】

- （1）配置人員（執行体制・役割など）
- （2）業務の実施方針
- （3）業務に関する提案

7 その他

- （1）市内業者の育成及び市内経済の活性化の観点から、本業務委託の協力企業等は、市内企業の採用に努めてください。
- （2）手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限ります。
- （3）本事業は、地方創生推進交付金を活用する予定です。

8 募集に関する問い合わせ先

川崎市まちづくり局総務部企画課

（川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル8階）

電 話 044（200）2703

FAX 044（200）3967

E-mail 50kikaku@city.kawasaki.jp

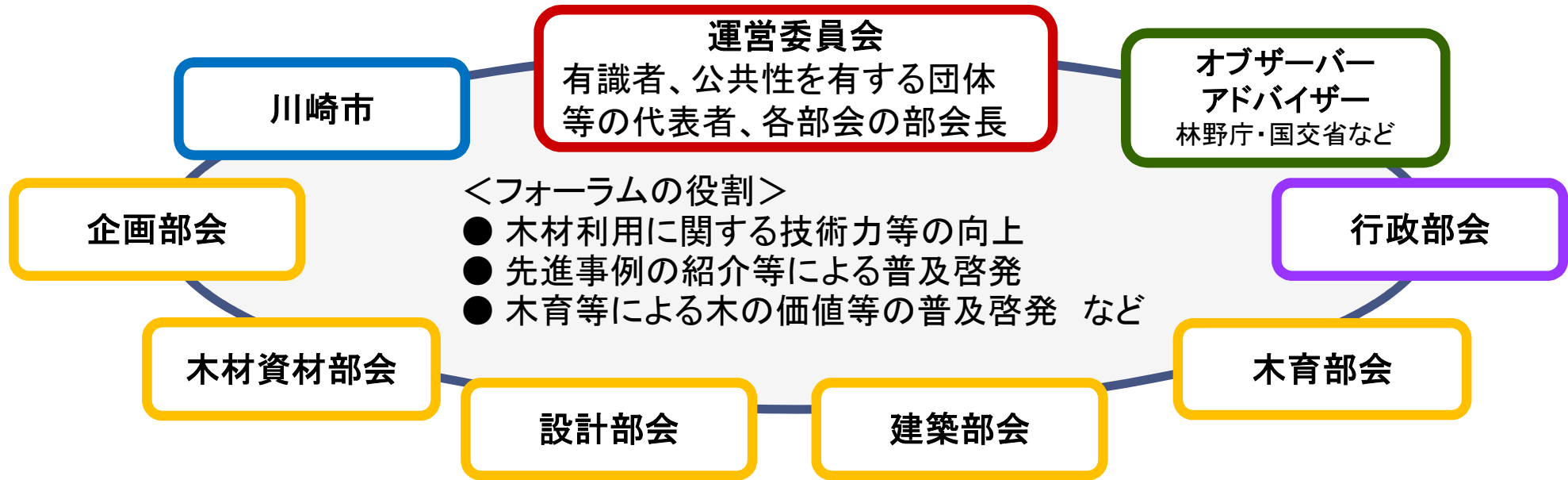
川崎市木材利用促進フォーラム

川崎市木材利用促進フォーラムについて

●典型的な木材消費地である本市の特徴と強みを活かして、民間建築物等における木材利用に関する建築技術・ノウハウの向上、情報共有、木育等の取組を行うことにより、国産木材の利用促進を図るため、**有識者や公益団体、民間事業者、行政団体など、木材利用に関わる様々なサプライヤーのプラットフォームである「川崎市木材利用促進フォーラム」を設置**（平成27年10月設置、会員数は約120団体（令和4年2月時点））

フォーラムの構成

- フォーラム内には、参加メンバー全員による**総会**に加え、設計、建築など各分野の横断的な連携による取組の方向性の提示や情報共有、取組成果のとりまとめを行うための**運営委員会**の設置
- 各分野が有する課題等について**実務的な検討を行う作業部会**を設置
- 令和2年11月に**川上・川下の行政団体同士で情報共有を行う行政部会**を設置（24団体（令和4年2月時点））



川崎市木材利用促進フォーラム

川崎市木材利用促進フォーラムの会議等

総会 他

- 開 催：**1年に1回**（概ね初夏ごろ）
 - 議題等：昨年度の活動報告、本年度の事業計画（案）、木材利用貢献に関する**感謝状贈呈**、情報提供（補助制度や国の動向等）、**特別講演**（先進技術や事例等）等
- ※その他、年度末に運営委員会を開催（年度内活動の報告及び次年度の計画案検討等）



作業部会

- 開 催：適宜
- 議題等：事業計画に関する協議調整
 - ・企画部会…現地視察や研修会等の調整
 - ・木育部会…木育イベント、市民啓発等の調整
 - ・建築部会…オーナーからの木材利用に関する提案を受けた設計や見積調整



その他の活動

- 視察、木材利用事例講習会
- 相談窓口開設によるビジネスマッチング（予定）
- 市内木材利用事例の掲載（川崎市HP）
- メールマガジン発行（年6回程度）等

